

# 被災した家屋等の解体・撤去制度のご案内

い す み 市  
令和元年12月

本制度は、台風15号及び台風19号により被害を受けた家屋等について、生活環境保全上利用が困難であると所有者が判断したもので、所有者の依頼に基づき、いすみ市が所有者に代わって解体・撤去を行うものです。

## 1 解体・撤去の対象

■「り災証明書」で、「全壊・半壊(大規模半壊含む)」と判定された家屋等のみ。

《対象となる家屋》

- ・個人住宅、分譲マンション、賃貸マンション(中小企業が所有するもの)  
事業所等(中小企業が所有するもの)

《対象範囲》

- ・建屋部分(地上部分)
- ・建物基礎(3階建以下の戸建て住宅、2階建以下かつ高さ10m以下の事務所等)

※その他の詳細は、「5 Q&A」(4ページ目)をご覧ください。

※令和元年9月9日時点での家屋等の所有者が本制度の対象となります。

■次のいずれかに該当する家屋等は、基礎部分(杭基礎は除く)も解体・撤去します。ただし、地下室がある場合を除きます。

- ・3階建までの戸建住宅
- ・戸建住宅以外の家屋等で、2階建以下かつ高さが10m以下のもの

※敷地等の状況により解体・撤去できない場合もあります。

## 2 受付窓口・時間等

■受付窓口:いすみ市役所 2階 環境水道課にお越しく下さい

■受付期間:令和元年12月23日(月)~令和2年3月31日(火)

※土日祝日、年末年始除く

■受付時間:午前9時~午後5時

問  
合  
せ

いすみ市環境水道課(環境班) TEL 0470-62-1385

期間:令和元年12月23日(月)~令和2年3月31日(火)

時間:午前9時~午後5時まで (土日祝日、年末年始除く)

### 3 受付に必要な書類等

※り災証明書があれば、発行手数料が減免になる証明書等もあります。

#### ■【個人・中小企業者・公益法人等共通】※必須

必要な書類	備考
申請書 (様式第1号又は様式第2号)	様式第1号(個人、個人事業者の場合) 様式第2号(中小企業者の場合)
印鑑登録証明書【原本】	発行日から6ヶ月以内のもの 【申込み先】 ・個人の方→大原庁舎 市民課 0470-62-1114 夷隅地域市民局 0470-86-2111 岬地域市民局 0470-87-2111 ・法人の方→千葉地方法務局 いすみ出張所 0470-62-2283
身分証明書【原本】	申請に来られる方の身分証明書 ・写真が付いているものは、1種類 (運転免許証、パスポート等) ・写真が付いていないものは、2種類 (健康保険証、公共料金の領収書等) ※コピーを取ってお返しします。
り災証明書【原本】	コピーを取ってお返しします。
登記事項(建物)全部事項証明書 【原本】 ※未登記の場合 固定資産税評価・課税証明書 ※課税証明書がない場合 登記事項(土地)全部事項証明書等	発行日から6ヶ月以内のもの 【申込み先】 ・登記事項(建物)全部事項証明書 →千葉地方法務局 いすみ出張所 0470-62-2283 ・固定資産税評価・課税証明書 →大原庁舎 税務課 0470-62-1116
建物配置図(見取図)及び現況写真 (様式第3号)	建物配置図 ・方位、配置、形状、寸法を記入してください。 現況写真(カラーコピー可) ・被災家屋等の全景写真(解体する被災家屋等をそれぞれ2方向以上から撮影してください。) ※その他、危険な状況がわかる写真

#### ■代理人の方が手続きを行う場合にご用意いただく書類

委任状 (様式第4号)	委任状は、所定のもの(様式第4号)
-------------	-------------------

#### ■共有者・相続人がいる場合にご用意いただく書類

損壊家屋等の撤去等に係る同意書 (共有者・相続人)(様式第5号)	共有者・相続人全員の分
共有者・相続人の印鑑登録証明書 【原本】	発行日から6ヶ月以内のもの 【申込み先】 ・個人の方→大原庁舎 市民課 0470-62-1114 夷隅地域市民局 0470-86-2111 岬地域市民局 0470-87-2111 ・法人の方→千葉地方法務局 いすみ出張所 0470-62-2283

### ■賃貸のアパート・マンションの場合にご用意いただく書類

損壊家屋等の撤去等に係る同意書 (関係権利者)(様式第6号)	賃借人全員の分
関係権利者の印鑑登録証明書 【原本】	発行日から6ヶ月以内のもの(全員分)

### ■【法人格を持つ中小企業者】

商業・法人登記簿謄本【原本】	発行日から6ヶ月以内のもの 【申込み先】 ・法人の方→千葉地方法務局 いすみ出張所 0470-62-2283
----------------	---

※個別の状況により必要書類を追加していただく場合がありますので、不明な場合は環境水道課(環境班)まで、ご確認ください。

例1) 被災家屋等が未登記で非課税の場合

→被災家屋等の面積、構造等が確認できる財産目録等【写し可】

例2) 登記上の所有者が死亡されている場合

→所有者の死亡と相続人全員分の被相続人との続柄等関係や氏名が分かる戸籍等

## 4 受付から解体・撤去までの流れ

① 「3 受付に必要な書類等」(2ページ目)をご覧のうえ、必要書類をそろえて下さい。

② 受付 いすみ市役所大原庁舎 環境水道課(環境班) ☎0470-62-1385

③ 事前立会い

市職員及び市が解体費用の設計等を委託する事業者と家屋所有者により、家屋等の現状を立会いのうえ確認し、対象範囲や工事日程等の打ち合わせを行います。

④ 設計・入札・契約

⑤ 解体・撤去工事(立会い)

⑥ 完了確認・立会い

所有者の方と一緒に現地で工事の完了を確認いたします。

後日、いすみ市から「完了確認通知書」を送付いたします。

## 5 Q & A

### 問1 被災家屋の撤去の費用は、所有者の負担になるのですか？

答1 「半壊以上」の場合は市が負担します。ただし、解体・撤去の際に支障となる電気・ガス・水道などのライフラインの撤去などは所有者の負担となりますので、解体前に手続きをお願いします。

### 問2 家屋と一緒に敷地内にある物置やブロック塀も解体・撤去してもらえるのですか？

答2 納屋、倉庫、物置等の非住家単体の解体及び住家と一体で解体する場合でも、解体の支障等の理由がない場合は、非住家や付帯物の撤去及び解体は対象外となります。

### 問3 被災家屋の一部だけを撤去してもらえるのですか？

答3 市で行うのは、被災家屋全体の解体撤去のみとなります。また、増改築を行っていたり、複数の家屋がつながっていたりする場合に、その一部だけを解体撤去することはできません。

### 問4 家屋に損壊はないが、ブロック塀が倒壊する恐れがある場合、解体撤去してもらえるのですか？

答4 家屋に損壊がなく(り災証明で、一部損壊も含む)、ブロック塀だけが倒壊の恐れがある場合については、ブロック塀単体の解体撤去はできません。

### 問5 庭木・庭石や土間コンクリートは、撤去してもらえるのですか？

答5 庭木・庭石は、原則撤去しません。土間コンクリートは、家屋周りのいわゆる「犬走り」を除き解体撤去はしません。

※庭木・庭石は、工事支障のため撤去の必要性があるものは対象となる場合があります。

### 問6 浄化槽・便槽は、撤去してもらえるのですか？

答6 住居と一体として解体するのであれば、合併浄化槽・単独浄化槽・便槽も撤去の対象となります。解体までに、浄化槽は清掃、便槽は汲取りをおこない消毒まで済ませておいてください。

### 問7 自費で解体撤去を行った場合、補助は出るのでしょうか？

答7 市が損壊家屋等の撤去を実施する前に、解体業者等との契約を済ませ家屋等の解体・撤去をされた方を対象として、費用の償還をする制度があります。

ただし、償還する額の上限については、市が算定した額(基準額)の範囲内で償還することになりますので、申請者から解体業者への支払金額が上限を上回る場合、自己負担が発生する場合があります。